

介護保険住宅改修費等受領委任払いの取扱に係る確約書

令和 年 月 日

名取市長 あて

所在地
事業者名
代表者氏名

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者として登録を申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修又は福祉用具の販売を行うにあたっては、関係法令及び名取市介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 3 住宅改修等を行うにあたっては、名取市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者との連携に努めること。
- 4 被保険者から受領委任払いによる住宅改修等を求められた場合には、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、名取市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払いによる住宅改修等の利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 7 住宅改修費等を受領委任払いにより受給する被保険者が、次の事項に該当する場合には、速やかにその旨を名取市長に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、住宅改修等を行うにあたって必要な手続き等に協力しないとき。
- 8 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から5年間保存すること。
- 9 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 10 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。
- 11 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について名取市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。